

●香川県告示第170号

昭和54年香川県告示第1083号（沿岸漁業改善資金の貸付けの相手方並びに貸付けの申請及び決定の時期の基準）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
4 略			4 貸付けの申請及び決定の時期		
区 分	貸付けの申請の時期	貸付けの決定の時期	区 分	貸付けの申請の時期	貸付けの決定の時期
第1回	毎年5月	同年6月	第1回	毎年6月	同年7月
第2回	毎年7月	同年8月	第2回	毎年12月	翌年1月
第3回	毎年9月	同年10月			
第4回	毎年11月	同年12月			
第5回	毎年1月	同年2月			